

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

改正案	現行
<p>(定款)</p> <p>第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 農林債券〔第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券を除く。第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。〕の発行に関する規定</p> <p>十一 十三 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプショ</p>	<p>(定款)</p> <p>第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 農林債券の発行に関する規定</p> <p>十一 十三 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等〔短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等〕をいう。以下この条において同じ。）を除く。第六号及び第七</p>

ン取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。）

三十三（略）

三十四 振替業

三十五（略）

5（略）

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条

ノ二に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第一条第一項の規定によりなおその効力を

号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。）

三十三（略）

（新設）

三十四（略）

5（略）

6 第四項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（新設）

有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

ハ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

一〇の二（略）

二（略）

三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

四（略）

四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

五・六（略）

7～12（略）

（短期農林債券の発行）

第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債券（次項において「短期農林債券」という。）を発行することができる。

- 一 契約により農林債券の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各農林債券の金額が一億円を下回らなること。
- 三 元本の償還について、農林債券の総額の払込みのあった日から

一（略）

二（略）

三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。）

四（略）

（新設）

五・六（略）

7～12（略）

（新設）

一年未満の日にする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがあること。

四 利息の支払期限を、前号の日本の償還期限と同じ日にする旨の定めがあること。

2) 短期農林債券については、農林債券原簿を作成することを要しないこと。